食品安全委員会

主管省及び庶務担当部局課 内閣府食品安全委員会事務局総務課 電話番号 (03)6234-1166(代表)

ホームページ http://www.fsc.go.jp/

根 拠 法 令 食品安全基本法第 22 条

設置年月日 平成15年7月1日

所 掌 事 務

- 1. 政府が食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項を定めるに当たり、内閣総理大臣からの要請に応じ、内閣総理大臣に意見を述べること
- 2. 関係各大臣からの要請に応じ、又は自ら食品健康影響評価を行うこと
- 3. 食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること
- 4. 食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること
- 5. 食品の安全性の確保に関する施策に係る重要事項を調査審議し、必要に応じ、関係行政機関の長に意見を述べること
- 6.2から5までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うこと
- 7.2から6までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意

見の交換を企画し、及び実施すること

分科会等<分科会> なし

〈部 会〉 企画等専門調査会、添加物専門調査会、農薬 第一専門調査会、農薬第二専門調査会、農薬第三専門調 査会、農薬第四専門調査会、農薬第五専門調査会、動物 用医薬品専門調査会、器具・容器包装専門調査会、汚染 物質等専門調査会、微生物・ウイルス専門調査会、プリ オン専門調査会、かび毒・自然毒等専門調査会、遺伝子 組換え食品等専門調査会、新開発食品専門調査会、肥料・ 飼料等専門調査会

委員〈定数〉 7名

うち常勤 4名

<任期> 3年

<氏名> ◎山本 茂貴(常勤)

浅野 哲(常勤)

川西 徹 (常勤)

脇 昌子(常勤)

香西 みどり (お茶の水女子大学名誉教授)

松永 和紀 (科学ジャーナリスト)

吉田 充(日本獣医生命科学大学名誉教授)

諮問 · 答申事項等

添加物、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、汚染物質等、微生物・ウイルス、プリオン、かび毒・自然毒等、遺伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼料等について諮問・答申。

・令和4年度:諮問111件、答申97件

· 令和 5 年度: 諮問 85 件、答申 93 件